

令和8年度福江地区町内会長会議 市に対する意見・提案等

	意見・提案等	町内会名	回答課	頁
1	ごみ出し問題について	紺屋町町内会 福江第七地区町内会	生活環境課	1～2
2	放置猫問題について	中央町第三町内会	生活環境課	2
3	海ごみの市の取り組みについて	戸岐向町内会	生活環境課	2～3
4	町内会加入対策について	戸楽町内会	市民課	3
5	道路の区画線、路面標示の整備について	松山南部町内会	建設課	3～4
6	空き家対策について	江川町第三町内会 向町町内会	管理課	4
7	全天候型子供の遊び場について	新二番町町内会	こども未来課	4～6
8	五島市での外国人労働者との良好な共生について	福江第七地区町内会	政策企画課	6～7

1 ごみ出し問題について
(紺屋町町内会) ゴミボックスに町内会以外の者が投げ込むので防止策を考えてほしい。 紺屋町の何人かの班長さんの訴えです。
【回答】生活環境課 地区住民以外からのごみボックスへのごみ出しについては、平時より町内会長等から対策の要望があり、注意喚起用の看板を生活環境課が作成しゴミボックスに掲示する対応をしております。 ゴミボックスについては、利用する地区住民の要望をもとに町内会長が設置を届け出る仕組みとなっており、利用する住民の数(世帯数)や設置場所の状況を考慮して設置しているところです。 設置されたゴミボックスは、地区外住民を対象としていないことを市民の皆さまに理解していただくことが重要と考えますので、広報誌やホームページ、SNSなどで積極的に広報し、ゴミボックスの適正利用を周知していきたいと思えます。
(福江第七地区町内会) 未回収ゴミの一定期間経過後の行政による適切な回収について。 この問題については、令和7年度においても複数の町内会から意見が出され、担当課から回答をいただいているところです。 この問題が解決しない現状において、行政において次なる一手を打っていただき、今年度も第七地区町内会は、連合で意見・提案を提出いたします。 ＜長期残留の原因＞ ゴミボックスを利用される地域住民の方は、誤って収集日と違うゴミを出したり、数日のうちに当事者が持ち帰っています。地域住民の方はルールを守っているとの自覚があるため、他地区から持ち込まれたゴミ(粗大ゴミ等)は長期間放置されることになります。 ＜行政への提案＞ 他地区から持ち込まれるゴミボックスは人目に付きにくい場所や車で持ち込みがしやすい場所など、年間を通して同じ場所で繰り返し発生しています。 地域で懸命に取り組んでいますが、ゴミボックス周辺の環境美化を維持することが困難な状況です。町内会長からの通報だけに留まらず、行政において市内パトロールを積極的に(月に2回)実施し、実態を確認していただけないでしょうか。 各町内会のゴミボックスに不法に持ち込まれるゴミに対し、町内会長が対応していくには限界が来ています。 どうか行政において、次なる一手を打っていただきたいと存じます。
【回答】生活環境課 一定期間経過後のごみ回収については、生ゴミなどが混入している燃やすごみは衛生上の観点から次の回収日に、カン・ビン・ペットボトルなどの資源ごみについては、ある程度の期間ゴミボックス附近に残置する対応をとっています。これは分別の間違いをお知らせすることや故意に分別ルールを無視してもごみの回収は行われるとの誤解を招かないようにすることを目的として行っているものです。 今回、ご提案の行政の積極的なパトロールによる実態把握についてですが、現行の状況下において

も、ごみ収集を行っていただいている委託先の事業者を介して、随時、把握ができる状況であるため、今のところ職員による対応は考えておりません。今後もごみ収集事業者との連携による実態把握に努めるとともに、市民に皆さまに対しては分別ルールやごみ出しマナーの遵守などについて協力していただくよう広報による周知に努めたいと考えます。

2 放置猫問題について

(中央町第三町内会)

商店街内の猫の糞尿被害対策をしてほしい。特定の場所で野良猫がいます。エサやり禁止などの注意喚起や忌避剤などの配布をして欲しい。

雨上がりなど特ににおい等が不衛生です。

【回答】生活環境課

放置猫の対策は、五島保健所が所管しており、長崎県動物の愛護及び管理に関する条例に基づく対応を行っており、市はこれに協力する立場で対策に取り組んでいます。

五島保健所においては、飼い主のいない猫に対する餌やりを行う方に正しい飼養管理を指導することで、周辺住民への生活環境に配慮した管理を促す「地域猫活動」に取り組んでおり、不妊手術車(スペイカー)による地域巡回活動や地域猫活動への指導などに取り組んでいます。

商店街における猫の糞尿被害対策については、五島保健所にお伺いしたところ、昨年度、数件の指導を行っているとのことで、改善が見られていないとお話でした。また、忌避剤の配布につきましても予定はないとのことであり、市としても同様に配布を行う予定はありません。

市としては、餌やりを行う住民の方が、不妊や去勢が適切に行われた猫を汚物等の処理を適正に行うなど地域猫活動に協力いただくことや、無責任な餌やりは条例違反であること等を広報周知等で理解を深めてもらうなど県の取組に協力することで対策を進めたいと考えています。

3 海ごみの市の取り組みについて

(戸岐向町内会)

毎年、年度の最初に文書にて配布してほしい。

令和5年の市長懇談会に海のゴミについて提案しました。

その時に環境課の人がゴミの状況を見に来て、その時、他の地区は業者が予算内で、ゴミの状況を見に来て、溜まったら収集するようになっていて、戸岐向は、それに入っていなかったから戸岐向も収集地区にいますということで、その年の年度は収集しました。

しかし、今現在は、収集されていません。おそらくルールやり方が変わったのかもしれない・・・？でも、そのような話は通達されてません。

ゴミ収集のやり方が変わるなら、少なくとも、海岸沿いがある町内会には、通達するべきだと思います。ただ、変更された時だけ通達されても、町内会長が、ずっと同じ人とは限らず、高齢化で、記憶がさだかでなくなったりするので、ゴミカレンダーのように、年度の最初に必ず、どのような取り組み、やり方をおこなうのか、全町内会長にあてで、文書を出してほしい(海に接していない町内会でもどのように

取り組んでいるかは知ってほしいので)、少なくとも、海岸沿いがある町内会には、必ず、配布してください。

その中には、必ず、海の日清掃についてのゴミ収集についても入れてください。

【回答】生活環境課

ご要望の「年度当初の町内会長あて文書」について、年度当初時点において詳細な回収場所等を提示できないことから発送することができません。代わりに、各地区の海ごみ回収の概要(予定)が分かり次第、広報誌等を通じてお知らせすることで対応したいと考えます。

五島市の海ごみ対策事業は、一部地域を除き民間事業者への委託による回収・搬送を実施しており、その取扱いは令和5年度以前から現在まで変わりません。海ごみ対策事業は国や県の補助金を活用して行っていますが、予算に限りがあることから市内の海岸に漂着している全てのごみの回収はできません。そのため、海ごみの回収場所は市と回収受託事業者が現地調査を行い決定しています。主に、ごみの漂着が多い場所や観光スポット等、比較的人目に付く場所を選んでいきます。

また、海ごみ回収事業のほかに、個人や団体のボランティア活動による海ごみの回収活動も活発に行われており、海ごみ対策に多大な貢献をいただいております。こうした活動に対し、市はごみ袋や軍手の支給、収集した海ごみの回収作業を支援しております。町内会活動において海ごみ回収等を行う際にはお声がけください。

4 町内会加入対策について

(戸楽町内会)

今年度、多数の会員の方が辞められました。町内会に入っているメリットは少なく、会費の支払いのデメリットが考えられます。町内会に入ることによるなんらかの「メリット」がほしいです。

【回答】市民課

町内会は、住民相互の連絡や環境整備など、良好な地域社会の維持・形成のための共同活動を行う団体であり、日々の生活を支える重要な役割を担っています。

町内会に加入する最大のメリットは防災対策にあります。地震や津波などの災害発生時には、近隣同士の助け合いが非常に重要です。地域で顔の見える関係が築かれていれば、緊急時に命を守る大切な備えとなります。

さらに、街灯やごみステーションの適正管理など、犯罪や事故を防ぎ清潔で快適な住環境の維持にも寄与しています。

市では町内会活動の重要性を広く伝えるため、チラシや広報を活用しています。

町内会でも、住民が集まる機会を通じて、「町内会があるからこそ守られている安心」を改めて周知し、ご理解いただくことで脱会者の抑制や未加入者の加入促進につなげていただけますようお願いいたします。

5 道路の区画線、路面標示の整備について (松山南部町内会) 最近、車を運転していて特に思っているのが、一時停止線や、車道外側線が見えなくて危ない。五島市の予算ですのでしょうか？余りにもひどすぎると思う。早急の整備をお願いします。管理者が違うのはわかっていますが、市の道路課等で対応をお願いしたい。 【回答】建設課 路面表示の管理は大まかに区分すると、一時停止線や横断歩道は長崎県公安委員会、中央線や外側線は各道路管理者(市道であれば五島市)が管理することとなっております。市道では通学路や交通量の多い路線を優先し、毎年約10km程度の補修を実施しておりますが、市内全域で劣化が進んでいる箇所が多く、補修が追いついていない実情です。市道においては、交通安全における重要性を考慮し、さらなる予算確保に努め補修を加速させるとともに、県や公安委員会の管轄箇所についても、市民の皆様から劣化情報や要望をいただいた際は速やかに関係機関へ共有し、改善を働きかけていきます。今後も、市民の皆様が安全で安心して通行できる道路環境の整備に取り組んでまいります。
6 空き家対策について (江川町第三町内会) 空き家対策が以前から進められているが、一向に進んでいるようには見えないのでどのようなになっていますか。自分の財産は、自分で守るのが義務ではありますが持主が不在で放置されている。さまざまな理由で、むずかしい問題ではありますが早期解決を望みます。その地域に又人が住めるような開発にまで持って行って欲しいです。 【回答】管理課 五島市では、管理が不十分な空き家の把握に努め、空き家法に基づいて現地調査を実施し、所有者や相続人の調査も行っています。空き家の所有者には、適切な管理を促す注意喚起を行い、修繕や解体に関する情報提供もしています。 空き家の管理は基本的に所有者の責任ですが、市外に居住している所有者や相続者間の問題が原因で解体や修繕が進まない物件も見られます。 こうした問題の増加を防ぐため、五島市では空き家を所有している方や管理に悩む方を対象に、弁護士や宅地建物取引士を招いた相談会を年数回開催しています。 さらに令和6年度からは、放置すると危険な空き家の所有者を特定し意向調査を実施し、空き家の有効活用に向けた取り組みも進めています。 市民から寄せられる空き家に関する情報や問い合わせにも随時対応し、管理不全な空き家などの早期解消に努めています。 (向町町内会) 空き家対策の強化について、空き家が急増しています。台風や火災などの災害や防犯上の問題、猫のすみかなど心配しています。よりスピード感を持って対策を強化してください。 【回答】管理課 上記、江川町第三町内会への回答と同じ回答です。

7 全天候型子供の遊び場について

(新二番町町内会)

「全天候型子供の遊び場」建設に関してライフサイクルを考えると別の対応策を深く検討すべきではないでしょうか。

- ・3年後の着工(2029年?)
- ・予算:7億円(市負担額1億円)
- ・維持費:3,500万円(内、市負担額1,800万円)

上記の3点から考えると、3年後の人口減少はあきらかで、明確な減少数予想は、データ化されているはずであり、それから10年後、20年後になると、利用者(大人も含む)は僅かな数であろうと容易に考えられる。

- ・予算額(自己負担1億円)年々税収が減少するなかでの負担はかなり重いものである。
- ・やっかいなのは、維持費である。現時点で1,800万円見込みでも将来年々増額していくのは明らかである。
- ・人口減少、高齢化に伴い1人当たりの税負担は大きくなるばかり。特に健康保険税の増額が懸念される。これに加えコスト負担を負わせるのでしょうか。

【回答】こども未来課

全天候型子どもの遊び場施設を建設する経緯となりましたのは、市議会からの「雨の日でも遊べる子どもの遊び場の確保に努められたい」との要望があったことと子育て世代からの「雨の日でも思いきり体を動かして遊べる施設が欲しい」との意見が多かったためです。これを受け、令和6年10月から施設建設の検討を開始しました。

施設建設の検討にあたっては、子どもや子育てを取り巻く現状や課題を踏まえ、五島市の将来にとって、どのような施設が望ましいか、どのような機能や役割を持たせるのかなど、子育て世代へのニーズ調査の結果や関係団体等との意見交換の内容を踏まえ、様々な角度から検討を行いました。

検討内容は基本構想(基本計画)の素案としてまとめ、令和7年9月から10月にかけてパブリックコメントを実施しました。パブリックコメントでは、196件の意見をいただき、内訳は基本構想の素案に賛同する意見が161件、反対が29件、賛同でも反対でもない意見が6件でした。これらの結果から、基本構想の素案に示した基本的な方向性については、概ね了承いただいたものと考えています。

令和7年12月に策定した基本構想(基本計画)には、これまでにいただいた意見を踏まえ、検討すべき課題を整理したうえで、専門家や関係機関との意見交換の結果を反映しております。

今回整備する全天候型子どもの遊び場施設は、単に子どもが安全に遊べる環境の提供にとどまらず、子育ての悩みを相談する場、多世代が交流する場として、包括的な子育て支援の拠点として、役割を果たすものであります。この遊び場を拠点として、母子保健、児童福祉、教育、健康など、様々な施策と連動することで、五島市の子育て環境を向上させ、若年世代のUIターン、定住促進を図り、結果として出生数の増加および人口減少の抑制につなげたいと考えております。

五島市の財政状況は、人口減少に伴う歳入の減少や、公共施設の維持管理費の増加など、厳しい局面にあります。このため、五島市が行う全ての施策や事業をしっかりと進めて行けるよう、「財政改革

プラン」により、歳入と歳出の両面からの財政の健全化に取り組むとともに、将来を見据えた持続可能な財政運営により、必要な財源の確保に努めてまいります。

本施設の整備・運営においては、その持続可能な運営体制を確立するため、公共施設としての機能と、利用者の利便性・利用頻度を勘案し、受益者負担として、利用料金をいただくことを検討しております。また、国や県の補助金などの支援を受けることができるものについては、積極的に活用する予定とし、利用料金収入のほか、ふるさと寄付金など、企業等に協力をお願いしまして、継続的に維持管理費を賄いつつ、利用者を増やしていくよう取り組みを進めてまいります。

現在、令和9年度からの工事着工に向けて、実施設計業務及び地質調査業務の契約を締結し、基本構想で示した遊び場スペース、休憩・交流コーナー、多目的ルームなどの仕様や図面の作成、概算工事費の算定などの準備を進めています。

今後も、館内の運営ルールなど、継続して検討していく項目もございますので、検討状況や市の見解が明らかになり次第、随時、みなさまにお示ししていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

8 五島市での外国人労働者との良好な共生について

(福江第七地区町内会)

日本国内の外国籍の労働人口(外国人労働者数)は、深刻な人手不足を背景に急に増加しており、2025年10月時点で257万1,037人に達し、過去最高を更新しました。

1.外国人労働者の現状(最新データ:2025年10月末)

- ・人数257万1,037人
- ・動向:2008年の集計開始以来、最高人数を更新し続けており、前年比で2桁増(11.7%増)が続いている。
- ・全雇用者の約54万人を突出して多く関東、中京、近畿県に集中している。

2.国籍在留資格別の特徴

多い国籍

- 1, ベトナム人(約57万人以上)
- 2, 中国(約40万人以上)
- 3, フィリピン、ネパール等続く

在留資格

- ・特定技能や介護など専門的技術分野の在留資格が大幅に増加している。

3.今後の見通し

- ・日本の人口減少に伴い労働力を補うため、外国人労働者の重要性が高まり、2040年には約688万人が必要になるという推計もある。
- ・五島市でも近年外国の方々が移住されている様です。五島市の労働力として貴重な事と感謝しております。

そこでお尋ね致します。現在どれほどの人数が在住されていますか、今後に向け短期、中期、長期外国人労働者と良好な関係で共生出来るのか五島市の施策を教えてくださいたいと思います。

【回答】政策企画課

○本市在住の外国人:473 人(令和 8 年 4 月末)

※75 人(10 年前の平成 28 年 4 月末)

- ・国籍…ベトナム:120 人、インドネシア:100 人、ミャンマー:91 人など 22 か国
- ・在留資格…就労(特定技能、技能実習など):297 人、それ以外(永住者、日本人の配偶者、留学など):176 人

～特徴～

- ・留学:約 100 人(五島日本語学校、2 年)
- ・特定技能 1 号:約150人(在留期間は最長 5 年) ※平成 31 年 4 月スタート
- ・技能実習:約110人(在留期間は最長 5 年)

○深刻な人手不足を背景に、本市においても外国人材を受け入れる事業所は増えてきています。また、日本語学校の学生については、全員が勉強の傍らアルバイトとして従事しており、外国人住民の方々には貴重な労働力として活躍していただいています。

○外国人労働者との共生に向けた市の施策としては、まず外国人住民の方々の暮らしやすきまな困りごとに関する相談を受けられるよう市民課総合窓口に自動翻訳機を導入したり、電話を使って通訳支援ができる体制を整備しています。

また、市内での日常生活に必要な日本語を学習する機会(日本語教室)を令和 2 年から継続的に提供しており、外国人住民の方々の生活の基盤の形成とともに地域に溶け込めるよう取り組んでいます。

このほか、日本語学校の学生や事業所で働く外国人の方々による地域の方々との交流やイベントへの参加も行われており、日本人と外国人との相互理解も少しずつ進んでいると思っています。

現時点で本市における外国人労働者の多くは、在留期間が最長 5 年(中期)の方々と、事業所の皆様において、日本人と同等の雇用契約の締結、住まいの確保、生活のサポートなどしっかりと実施いただいていることもあって、大きなトラブルもなく生活していただけていると認識しています。

市としては、これまでの取組を継続するとともに、今後、母国の家族帯同が認められる在留資格をもった長期外国人労働者(在留資格:介護や特定技能 2 号など)が増えることによる課題等も想定しながら、引き続き、外国人と日本人が共に暮らしやすい地域を目指して取組を進めてまいりたいと考えています。